

議案第64号

鳥取県スポーツセンター設置条例の廃止について

次のとおり鳥取県スポーツセンター設置条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県スポーツセンター設置条例を廃止する条例

鳥取県スポーツセンター設置条例（平成7年鳥取県条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。